

監査報告書

令和6年6月19日

公立大学法人沖縄県立芸術大学
理事長 波多野 泉 殿

公立大学法人沖縄県立芸術大学

監事

当山尚幸 

監事

有部寛 

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第3期事業年度の業務について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

記

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、理事会及び経営審議会に出席し、法人の業務の実施状況等について理事長等から業務運営の報告と業務処理の状況を聴取したほか、必要に応じて資料の提供を求め、関係する職員から説明を受けました。

また、財務に関する状況については、関係職員から財務諸表、事業報告書及び決算報告書について報告並びに説明を受け、検討を行い監査を実施しました。

2 監査の結果

- (1) 法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められませんでした。
- (2) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するため体制の整備及び運用状況については、特に指摘すべき事項は認められませんでした。
- (3) 法人の役員の職務の遂行に関しては、不正の行為及び法令等に違反する重大な事実はありませんでした。
- (4) 財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (6) 事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

以上